

議会改革推進会議「検討部会」会議録

令和4年2月7日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 令和4年2月7日(月) 午前10時00分～午前11時28分
- 2 開催場所 第1・2・3委員会室
- 3 出席会員
部会長 森 美和子
副部長 鈴木 達夫
部会員 中島 雅代 森 英之 岡本 公秀
伊藤 彦太郎 服部 孝規
会長 中崎 孝彦
副会长 今岡 翔平
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 議会事務局長 渡邊 靖文 議事調査課長 大泉 明彦
書記 新山 さおり 書記 大川 真梨子
- 6 案件
1. 第73回検討部会の確認事項について
(1) 議員の政治倫理への対応について(検討課題41)
(2) 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について(議長及び常任委員会委員の任期について)(検討課題45)
(3) 所管事務調査の報告について(検討課題46)
(4) 公開内容の検討について(政務活動費)(検討課題43)～政務活動費を使用して参加した研修等の研修報告書のホームページへの掲載について～
2. 議会改革白書2022への掲載内容の確認について
3. 議題
(1) 議員の政治倫理への対応について(検討課題41)
(2) 本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について(検討課題31、33)
(3) 議会の情報化について(検討課題36)
4. その他
- 7 経過 次のとおり

午前10時00分 開 会

○部会長（森 美和子君） 皆さん、おはようございます。

それでは、第74回の検討部会を始めさせていただきます。

まず第73回の検討部会の確認事項について、大川さんのほうから説明をお願いします。

大川主査。

○議会議務局員（大川真梨子君） それでは、資料の1をご覧ください。

検討課題41、議員の政治倫理への対応についてでございますが、カルテの対応内容、2ページの右端のほうをご覧くださいなんですけれども、亀山市議会議員政治倫理条例及び亀山市議会議員政治倫理審査委員会規則の一部改正並びに亀山市議会議員政治倫理審査に関する要綱及び亀山市議会議員政治倫理条例第3条第1項第2号の規定に関する申し合わせを追加することについてご協議いただきました。前回のこの内容に引き続きましては、本日の議題の中で、いただいたご意見等のご確認等をしていただきます。

続きまして、資料2をご覧ください。

検討課題45、機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について（議長、常任委員会委員の任期について）でございますが、こちらは各会派の皆さんからいただいたご意見をご確認いただきまして、カルテの追記部分をご確認いただきたいんですけれども、副議長任期について協議を行い、申合せにより任期1年となっているのを延長できるよう改めることについて、会派代表者会議の意見を聞くこととした。また、常任委員会委員の任期及び委員会構成について協議を行い、現時点では変更を行わないこととしました。

続きまして、資料3でございますが、検討課題46、所管事務調査結果の報告について。これまで、意見交換をした団体等には所管事務調査報告書を送付していたのを、相手先に出向いて団体の代表者に手渡しすることについて、正副委員長会議の意見を聞くこととしていただきました。

続きまして、資料4でございますが、こちらは検討課題43、公開内容の検討についてでございます。こちらはカルテの右端を見ていただきますと、一旦平成28年に完了しているものでございますが、ちょっとこちらの内容に関するものでございましたので、一回完了したものを復活させて追記をさせていただいているという形になっております。

右端の対応内容でございますが、政務活動費を使用して参加した研修等の報告書はホームページに掲載することを確認。なお、会派において複数名で参加した場合、研修等の概要は代表者のみ、所感参加者全員が作成することとしていただきました。以上でございます。

○部会長（森 美和子君） 第73回の検討部会の確認事項について、今の説明で何かご意見等ありましたら。

鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） おはようございます。

副議長と常任委員会の任期の件なんですけれども、この文面ですと、副議長については会派代表者会議の意見を聞くこととしたと、それから常任委員会については現時点では変更を行わないと書いてあるんですけれども、これは明らかに副議長任期についても現時点では変更は行わないということを明確に書くべきだと思います。この文章だと常任委員会の任期、あるいは構成は現時点では行わない、それで副議長については意見を聞くこととしたという中途半端な表現になっていますので、この前の

会議の私の認識ですと、これだけ意見が、共通の認識が取られない限り、現状副議長の任期についても現時点では変更しないという結論を出したように思いますが、明確にすべきではないでしょうか。以上です。

○部会長（森 美和子君） 前回ってそうやったな。

渡邊局長。

○議会議務局長（渡邊靖文君） この書き方、ちょっと問題があるかも分かりませんが、前回、副議長について、再任といいますか、そのことについて、今の議長、副議長の選出の申合せにはそこまではうたってごさいませんので、副議長がもう一度続ける、再任ということも可となるようなことをそこで入れたらどうかというふうな話がありましたので、そのことについて一度代表者会議へという、実際そういう意味だと思んですけど、ちょっと書き方がややこしいですけど、再任も認めたらどうやと、再任を可とすることについて一度……、ということではなかったでしょうかね。

○部会長（森 美和子君） それはありました。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） 局長言われるように事実関係はそうなんやけれども、この書き方としては、鈴木副部会長が言ったように、「また」から下のところに副議長も含めて変更を行わないこととしたと書いてもらって、ただし副議長の任期については再任ができるような見直しを申合せでできないかどうかを会派代表者会議で意見を聞くというふうにしたらどうなんやろうな。

だから、最初に変えないよというのをきちっと決めたということをやった上で、ただし副議長の任期については再任を可能とするような見直しができないかどうか、申合せの協議を会派代表者会議にというようにしたというような書き方にしたらあかんのかな。

○部会長（森 美和子君） 今、検討課題45について、確認事項の件で議論をいただいていますけど、今のような方向でよろしいでしょうか。

鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） ここで大切なのは、再任も可となるような方法はないのかということ、確かに私も含めて複数意見は出したものの、それも含めて共通のコンセンサスを得る意見が出なかったということで前は終わっていると思うんです。それからもう一つは、この案件について、最終決定は代表者会議で行うというようなものが担保されているかということもちょっと確認をしたい。いわゆる副議長の任期について、あたかも代表者会議の意見で副議長の任期が、ほぼほぼ決定されるということ、私の認識ですと、ここの部会がおよその結論を出して、代表者会議の中で合意なり調整を図るという程度のものであってしかるべきで、ここの部会が現状のように意見がばらばらの中で、それじゃあそれを代表者会議でいきなり決定できるかということちょっと疑問があるんです。いわゆる副議長の任期について最終結論は、最終結論の前の段階で代表者会議がそれだけの結論を出せるのかという疑問も私は持つんですけど、いかがでしょうか。

○部会長（森 美和子君） 服部委員。

○部会員（服部孝規君） あくまでも副議長の任期は1年ということをはっきりと確認できるところやな。それは変えないというね。だから、そのことが変わらない、その中で、任期は1年だけれども再任は妨げないということができるかどうかということや代表者会議に委ねようという話やと思うのね。だから、任期を変えるという話じゃないわけやな、あくまでも1年の任期やと。ただし、再任ま

で妨げるようなことはないというふうなことができないかどうかということやから、申合せ事項の見直しであれば代表者会議にやっぱり行くんと違うかなというふうに思う。だから、ここで議論すべきは、副議長の任期を1年とするのか2年とするのかということでの議論やと思う、それについてはもう、鈴木副部長言われたように、1年ということで皆さんが一応了解したということについては間違いないんやと。ただ、再任までは妨げないというところについては、曖昧やねんけれども、そこまで縛るものではないやろうと、2年がノーと言われたから再任もノーということではないやろうということで、その辺は委ねてもいいんやないかなと、申合せ事項という内容の議論は会派代表者会議に委ねてもいいんやないかな。我々としては、2年はノーやと、1年ならオーケー、任期としてというのをここで決めたという理解ではあかんのやろうか。

○部会長（森 美和子君） 鈴木副部長。

○副部長（鈴木達夫君） 私もどこかの場所で再任も可になるような方法ってないのかなという提案をしたほうですので、ただ、今の服部委員の所見だと、申合せ程度のものについては代表者会議で決定できるんだという、この辺の根拠みたいなものもちょっと後でまた勉強させてもらいたいなあとというふうに思います。

○部会長（森 美和子君） 渡邊局長。

○議事事務局（渡邊靖文君） 最終はあくまで推進会議で決定して、その後、代表者会議の申合せを改正することになるのかなと思います。先に改正してから推進会議に諮るというのはおかしいので、あくまで代表者会議の意見を聞いて、それで検討部会へその結果を戻してもらって、それで検討部会から推進会議へ諮って、それで決定したら代表者会議の申合せを直すという流れになるのかなと思います。

○部会長（森 美和子君） いいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） じゃあ、この項よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） じゃあ、次の2番目の白書の件について。

大川主査。

○議事事務局員（大川真梨子君） それでは、資料5をご覧ください。

議会改革白書に掲載する各種委員会・会議の決定事項でございます。

令和4年1月26日に予算決算委員会協議会におきまして、第2次総合計画後期基本計画の策定期間延長に伴う対応について、第2次総合計画後期基本計画の策定期間が3か月延長されることによつて、令和4年4月から6月まで基本計画の空白期間となる。

令和4年度予算について、執行部は、新規の主要事業は6月補正とするものの、継続の主要事業は当初予算に計上する意向である。

よつて、予算審査に当たり、当初予算に計上する継続の主要事業に係る暫定基本計画及び実施計画の提出を求め、それを予算根拠として審査することとしていただきました。以上でございます。

○部会長（森 美和子君） この件について、何かご意見ありましたら。

よろしいか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） ありがとうございます。

じゃあ、議題に移らせていただきます。

まず議員の政治倫理への対応について、事務局から説明をお願いします。

大泉課長。

○議事調査課長（大泉明彦君） それでは、資料6をご覧ください。

前回1月13日に協議をいただきまして、疑義になったこと等について、今日ここで説明申し上げ、条例の最終案をお示しさせていただき、ご協議を賜り、本日最終の確認をいただけるような形で協議を行っていただきたいと考えておるところです。

ご覧いただいた資料6につきましては、議員が後援団体に寄附することが禁止ではないのかというふうな疑義をいただきました。ご質問も賜りましたもので、それについて調べたものでございます。

公職選挙法の規定を示させていただきました。公職選挙法第199条の5第3項ですけれども、網かけしてあるとおりなんです。ここは何が書いてあるかといいますと、一定の期間、後援団体に対して寄附をしてはならないということが書いてあります。そもそも寄附ということはしてはならないんですけれども、一定期間は、この間、下にありますんやけれども、後援団体に寄附をしてはならない。その一定の期間は何かといいますと、その下に網かけにしてある部分です。任期満了前90日に当たる日ということ、それぞれ決まった期間は寄附ができないよというふうなことが公職選挙法に書かれています。よって、寄附できる期間があります。その間に寄附することは違法ではございません。

次の、資料をめくっていただきますと、これは青森県のものでございますけれども、ちょっと簡単にまとめありましたもので、持ってまいりました。

政治家は、自己の後援会に金銭等に寄附してもよいのでしょうかということの中で、答えですけれども、政治家が自己の後援団体に対して金銭による寄附をすることは可能ですが、寄附をする後援団体の区分によって、その金額等、期間とか金額等に制限がありますというふうな形で案内されております。

また、こちらのほうはご覧おきをいただければと考えておるのですが、そうした場合に、この寄附のことに、その表現が疑義が生じるものになっているのではないだろうかというふうなことを考えて、三重県内各市の寄附に関する条文を少し集めさせていただきました。

亀山市の案を一番上に書いて、他市の部分をずっと列記させていただいたのですが、亀山市のように「寄附を」という言葉を使いながら規定しているところは、下線が引いてある桑名市、尾鷲市、伊賀市でございます。この中でも、政治的または道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないことというふうな表現でほぼほぼの市が書いてあること、そして、一番下に三重県の条例のほうを掲載しておりますけれども、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないことというふうな表現。さらに、ちょっとまた全国的に見てみますと、豊橋であったり、津山、姫路、豊田等々、同じような表現でこの寄附に関する規定がございます。道義的・政治的な寄附を受けてはならないという規定ですが、よって、他市事例と比較しても、私どもが考えているこの亀山市の案ですが、この案で規定させていただいてよいのではないかと事務局は考えております。

この規定について、一つはまずご協議いただきたいと考えます。よろしくをお願いします。

○部会長（森 美和子君） 今の説明について何かありましたら。

伊藤委員、よろしいか。

(「はい」の声あり)

○部会長(森 美和子君) そうしたら、次に進ませてもらいます。

資料7からについてお願いします。

新山グループリーダー。

○議会事務局員(新山さおり君) では、資料7のほうをご覧ください。

前回ご議論いただきました亀山市議会議員政治倫理条例についてでございます。前回のご議論の中でご意見をいただいたものを修正してございます。

前回、第10条の違反に対する措置のところ、議長の裁量権を持たすのか持たさないのかによって、できる規定とするのか、しなければならないという義務規定にするのか整理する必要がある。また、この部分についてどう理解するかというご意見などがありまして、それに関連して第5条の審査の付託についても、こちらは審査を付託する際に、今まででありましたら、特段の事情がある場合を除き、速やかに委員会のほうに審査を付託しなければならないという表記になっておりました。ここにおきましても議長の裁量権についてちょっとご意見等をいただきまして、こちらの第5条、あと第10条、併せて整理をさせていただきました。

まず、第5条のほうでございます。

審査の付託。議長は、前条の規定により審査の請求がなされたときは、あらかじめ当該請求が適正であることを確認した上で、速やかに次条に規定する亀山市議会政治倫理審査委員会にその審査を付託しなければならないということで、「特段の事情」の部分今回削除させていただいております。

次、めくっていただきまして、第10条でございます。

違反に対する措置。こちらにつきましては最後の部分ですね。できる規定だったものを「講ずるものとする」という表記に変更をしております。

続きまして、議長の職務代行の第11条についても今回ちょっと改めて整理をさせていただきました。こちらにつきましては、法務の担当部署のほうに投げかけをしてあった回答が、会議が終わった後にちょっとありまして、この議長の職務代行というのが地方自治法のほうに規定されております職務代行のほうに及ぶのではないかという懸念がありましたので、その辺をちょっと確認していただきました。その中で回答では、やはりこちらで政治倫理に関する規定に限定をされない可能性があるという回答がございましたので、今回、次のようにちょっと表記を改めております。

読ませていただきます。

議長について審査の請求がなされた場合における第4条から前条までの規定の適用については、これらの規定中議長とあるのは副議長とする。

第2項、議長及び副議長について共に審査の請求がなされた場合における第4条から前条までの規定の適用については、これらの規定中議長とあるのは議会運営委員会が指名する議員とするという表記のほうに今回ちょっと改めさせていただいております。

条例のほうの修正部分については以上でございます。ご確認をお願いしたいと思います。

○部会長(森 美和子君) 今説明を受けた部分で何かご意見ありましたら、順次どうぞ。

いいですか。

(発言する者なし)

○部会長（森 美和子君） じゃあ、こういう形で修正をさせていただきます。決定をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次に移ります。

2番の本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのかという基本条例の検証についての、今回この検証をどうするのかということについて、ちょっと画面で幾つか一緒に見てもらわなあかん部分がありますので、ペーパーレスの議論をしていただいたこの検討部会ですけど、コピーをさせていただきます。皆さんの画面では逐条解説のほうをちょっと表示しておいていただいて、あと資料9と資料10に関してコピーをさせていただきますので、じゃあ説明をお願いします。

新山グループリーダー。

○議会事務局員（新山さおり君） それでは、タブレットに逐条解説のほうを出していただいておりますと思うんですけども、資料8として今回ご用意させていただきました。こちらにつきましては、平成30年に最終改定したものでございまして、今回、基本条例のほうを検証していくに当たり、ちょっと内容を改めて確認が必要になるかと思っておりますのでご用意しております。

お手元でございます資料9、あと資料10-1と10-2でございますが、こちらも併せてご覧をいただきながらちょっと説明をさせていただきたいと思っております。

では、まず資料9のほうをご覧ください。

こちらは亀山市議会基本条例の評価・検証についての案でございます。

評価・検証方法をどのようにしていくかということで、平成22年8月に条例を施行しまして、議会改革を継続的に推進するためにこちらのカルテなどを作りまして検証を進めてきた中で、カルテ10のほうには、この本条例の目的達成の検証をどのように行っていくかという検討課題31と33が今課題として上がっております。今回、まず条例の検証及び見直しの手続の手順書の作成という31のほう、どのような形で検討をしていくのか、そしてあとカルテ33のほうの検証委員会の設置についてということも検討課題に上がっておりますので、こちらも併せてちょっと今日はご議論をいただきたいと思っております。

まず、評価・検証について朗読させていただきます。

亀山市議会基本条例第25条に規定されておりますこちらの検証につきましては、議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証の結果及び法令の改正等必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする規定されております。

本市議会では、議会改革を継続的に推進するために、全議員で構成する議会改革推進会議及びその補助機関としてこの検討部会を設置してございまして、様々な改革を進めてきました。手法としましては、マネジメントサイクルの視点によって、議会基本条例の条項、条例文ごとに課題を抽出し、検討課題カルテを作成してございまして、そちらの検討に着手する時期を決め、検討経過を今までずっと積み上げて整理してきました。

また、条例施行後も必要に応じて条例改正も行っておりまして、ただ、現在条例制定から約10年ぐらいが経過する中で、全体的な条例の検証・見直しを行うべき時期に来ているということで、改選までにこの検証のほうを行ってはどうかということで、今回案をお示しさせていただきます。

検証の方法としましては、先ほどカルテにもございましたように、検証委員会を設置するという方

法もございますが、こちらの条例自体をこの推進会議、議員全員でつくり上げてきたという経過もございまして、この検証自体も議員全員で、特に第三者評価を取り入れずに検証をするという案で検証シートなどをお作りしております。

2番の評価・検証方法についてご覧いただきたいと思います。

こちらは、めくっていただきますと、後ろに評価・検証シートのサンプルが2枚ついてございます。今、この案でお示ししておりますのが、条文1条ずつをこの評価・検証シートに落とし込みまして、このシートに基づいてちょっと評価・検証を行っていくということで作らせていただいております。

まず、検証だけではなくて現在の条例の評価をした上で検証をするべきではないかと考えましたので、こちらのほうには、見出しとしましては、その条例の第何条の部分、その条文の内容、そしてその条文に対する検討課題カルテがあるんですけども、その取組状況について落とし込みまして、それに対する評価を1から4までの段階に設定し、皆さんで評価をしていただいて、その評価理由についても入れていただく。この条文の改正が必要であるかどうかということと、あとその理由、あと今後の取組の方向性など、もしご意見があれば記載していただく欄を現在設けております。

さらには、こちらの2枚目のほうのシートになりますけれども、全体ですね。社会情勢の変化など、大きく現在、変わってきていることがありますので、新型コロナウイルスの関係ですとか、SDGsの取組、自治体DXの推進など社会情勢の変化により、現在の条例の表記がそぐわない部分ですとか、また合わない部分など、全体的にどういった部分が合わないのかというご意見をこちらに記載していただく欄をつくってございまして、また、今現在ないが、条例に新たに追加するものがあるかどうかという意見もいただきたく、こちらのほうの項目もつくらせていただいております。

このシートを基にして、議員全員でご意見をお出しいただきまして、それをこちらで取りまとめて、条例改正が必要であればしていくという流れで今考えております。

続きまして、ちょっと2枚目のスケジュールのほうをご覧いただきたいと思います。

今後どのように検証を進めていくのか、ご議論いただくに当たっての大きなスケジュール案をお示ししております。

まずどのように検証していくのか、評価・検証方法について本日ご協議をいただきまして、ある程度確定をいたしましたら、事務局のほうでこちらのシート、前文から第26条までを作成しまして、それプラス最後の2枚目のほうのシートをつけさせていただいたものを、全部で28枚になるかどうかと思うんですけども、作らせてもらって、本来であれば検討部会でその内容の確認をしていただいた上で、皆さん、各会派へ検証等を依頼しまして全議員へシートを配信する、それで意見集約を行うという形で考えております。

その後、皆さんにご意見をいただく、検証する時間というのをしっかり取りたいということで、今ちょっとお示ししておる案が3月になっておるんですけども、1か月ぐらいはちょっと取りたいと考えておりますので、4月上旬ぐらいに意見のほう、締切りで提出をいただいて、また4月中旬ぐらいにその各会派から集約した検証結果について確認、あとご協議をしていただくのに2回ほど会議が必要ではないかと考えております。その会議の中では、検証結果によっては条例改正が必要な部分、あと必要でない部分とあるかと思っておりますので、そちらのほうの精査と、あと最終、検証した報告書のまとめが必要になるかと思っておりますので、そちらのまとめについても進めていきたいと考えております。そちらの協議のほうがある程度固まったら、検証結果の報告書案と条例改正文のほうを

また作成をいたしますので、部会を開きご確認をいただく。こちらについても1回ではちょっと終了しない可能性もありますので、この間にさらに会議が必要になる可能性もございます。

最終、目標としましては9月定例会で提案ができればと思っておりますので、7月20日の推進会議で確認をしていただくという目標で進めていくという今スケジュール案になっております。最終、ちょっとお時間のほうが足りないということであれば、ちょっと8月にかぶってくる可能性もありますけれども、今は目標として7月20日を最終で進められるようにスケジュールを組んでおります。

資料9については以上でございますので、こちらのほうの評価・検証については、検証委員会を設置せずにこちらの部会の中で議論をし、推進会議、議員皆さんで検証していくという方法でよいかどうかというご議論をしていただきたいのと、あとこういったシートを使って検証をしていくという方法でよいかどうかという点をご協議いただきたいというのがございます。あと、スケジュールにつきましては、どのようなスケジュールでするかについてもご協議をいただきたいと考えております。

続きまして、ちょっと資料10-1と2のほうをご覧ください。

先ほども少し触れましたけれども、こちらについては、2枚にカルテが分かれておりますので、今後この検討を進めていくに当たりまして、資料9のご議論の中で検証委員会の設置について、ご意見のほうが固まってまいりましたら、もし可能であればこのカルテを1枚にまとめて今後は検討を進めていきたいと考えております。ですので、こちらのほう、この第三者機関的な検証委員会の設置が必要かどうかの結論が出ましたら、31のほうにカルテをまとめまして今後進めていければと考えておりますので、こちらも併せてご協議をいただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○部会長（森 美和子君） 今の説明で、まず資料9のはじめにの部分でありましたこの検証を議員だけでやるのか、このカルテに係ってきますけど、あと第三者委員会を立ち上げてやったほうがいいのか、事務局案として示させてもらっているのは議員、基本条例は議員でつくり上げたものですので、議員で検証していくという形でさせてもらっていますけど、ここをまずどうさせていただこうか、そのご意見をいただきたいと思っております。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） まずは、私はこれの検証のシステムをまずつくり上げるというか、まずやってみやなあかんと思っておるほうなので、その第三者委員会の設置自体は否定するものではないんですけど、事務局の言われるとおり、まずは議員でやって、第三者委員会の設置とかはどうしていくんかというのは、ちょっと次の議論にしておいたほうがいいのかなとは思っています。

○部会長（森 美和子君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） 第三者機関ということが言われるのは、どうしても議員だけで決めると、議員にとって厳しいこと、厄介なことは避けようということが働くんできそういう議論があるんやと思うんです。私が思うのは、まずは議員でやると、それで見直しをしたものについて、例えば有識者に対して意見を求める。つまり、議会はこういうふうなことで改正を考えたんですが、ご意見どうですかというような形で出して、いやいや、これはあなた方の意見は甘いですよと言われるのかどうか分かりませんが、そういうものがあればさらに見直しをするというような形でしたほうがいいん

かな。だから、全く議員だけで全部やってしまうというのも何だし、第三者委員会にぼんと預けるといのもちょっとどうかなと思うんで、ただ、意見は議会以外の目で、外の目から見たものも聞きたいというのはあるんです。だから、それをどの段階でどういうふうにするかということが問題やと思うんですけども、そんなふうにはできないのかなというふうに感じています。

○部会長（森 美和子君） ほかに。

鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） お二人の意見と同じような意見なんです。今もう2月、節分も過ぎて、どんな形であってもやはりこれはこの期のうちに検証しなければいけないということだけ私は思っているんです。そういう意味で、事務局のほうで提案をいただきましたこの検証シートのやり方で私は適当かなあということ。非常に8月、9月というもう本当にタイトなスケジュールの中で、できるだけ早めにこの検証シートの内容をもう一度チェックをして、進めていくということが大切だと思います。

それから、第三者委員会等の検証については、やはりお二人の意見と同じで、2段階方式というか、取りあえず自分たちでしっかり煮詰めて、それからそのことに対して第三者に評価を求めるということ、取りあえずもうタイトなスケジュールの中では、この検証シートのやり方で私はよろしいかと思う。

検証シートの内容については、また皆さんと一度手直し、あるいは議論をしていただいて、スムーズに見直し、改定までいかなくてもしっかりチェックするということが必要な、そんな思いです。以上です。

○部会長（森 美和子君） ほかによろしいか、そういう形で。

（発言する者なし）

○部会長（森 美和子君） じゃあ、今出していただいたご意見を基にさせていただきますが、まずは議員でこの検証をする。それから、これは必要に応じてですか、それとも必ずやる、その有識者の意見を求めていくというのはどういうふうに、一応残しておくという形にさせてもらったらいいですか。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） ちょっとその第三者委員会の内容まで踏み込むことなのでさっきはちょっと言わなかったんですけども、そもそも第三者委員会を設置するというのが、どういう方をお願いをするかという話にもつながってくるのかなと思うんですね。前から、一応、民間であります、ぎょうせいさんかな、あそこにいろいろ意見を聞くというのをやってはいましたけれども、前から市民参画と言うて市民をえらい入れたらとかも、話があるかも分かりませんが、こちらはまずその有識者の方にとか、そういうふうな話になるのかなと思っていましたもので、そういう意味では、一応議員ではやるけれども、ちょっとした有識者にちょっと見解を求めるといようなこと、服部委員の言われるのは結構もっともやし、それはそれでやっていただいてもいいんじゃないのかなと思います。

○部会長（森 美和子君） 服部委員。

○部会員（服部孝規君） 実はこの基本条例がおおよそ出来上がった段階で、この基本条例と、それから市がその前にまちづくり条例という、それで議会についてのところはもう触れやんといてくれと、

基本条例をつくるんで触れやんといてくれというような形で基本条例をつくったという経緯があって、これが大体議会の中でまとまった段階で、たしか竹井さんと僕とで行ったと思うんやけど、岩崎さんという四日市大学の先生がそのまちづくり条例にずっと関わってきた人やったんやね。そういうこともあって、それとの兼ね合いで、基本条例をこういうふうにつくったんですけどどうでしょうという意見を聞きに行ったというのがたしかあったと思うの。

だから、そういう形で関わってもらた人に、今回こういう改正をするんですけどもいかがでしょうかというようなことを聞くという、いわゆる有識者やね、という形でやってみるのはどうかなという思いはあるんです。岩崎さんが今どうしてみえるのか僕も全然分からんのやけれども、そんな経緯があったんで、例えばそういう人に話を聞いてみるということは必要かな、いわゆる外の目を入れる、どこかでね。議員だけでなしに、外の目をどこかで入れるという必要性はあるんじゃないかなと思って私は言ったわけ。

そういう経緯と違ったかな、渡邊さん。

○部会長（森 美和子君） 渡邊局長。

○議会議務局長（渡邊靖文君） 一度私、当時の竹井部会長と、その先生に一度検証をお願いできないかという話をその後またさせてもらったことがあります。ただ、そのときには、議会のことで議会でやられてはどうですかというふうなことで、ちょっとお断りされたことがございました。

それともう一つ、今年は市民アンケートの年ですので、少しそのアンケートの中でもちょっと市民の声を聞くことは一つ、何かできやんのかなというのがあります。ただ、市民アンケートのほうはこのまま行きますと広聴広報のほうで進めていくことになりますので、もしそういったこの条例の見直しとかその辺に関わる部分も何か、検証の部分、なかなか市民の方やと分かりにくいかも分かりませんが、そういうのも一つ何か使えるのかなと。もともとこの条例の検証・見直しの手段の一つとしてもアンケートをやっていますので、それを活用することも何かできやんのかなとは思っております。

○部会長（森 美和子君） 岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） この基本条例は26条あるんやけれども、外部の人には分からんこと多いろいろあるわけやね。我々内部におるから分かるけど、例えば今これは23条が出ておるのやけれども、議会は、議員の能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとするを書いてあるけど、議会図書室が充実しておるかしておらんか、こんなもんは入ったことのない人間には分からんわな、幾ら有識者というても、みんなそれぞれ専門が別なんやでさ。だから法律の有識者もおるか知らんし、学校教育の有識者の方もおるか知らんけど、議会内部で、この3階に足を踏み入れたことのない人に、こんな議会図書室の充実、第23条に関して、例えばですよ、何か意見を求めても、そんなところ行ったことないで言いようがないわということも、そういう内容もあるわけですよ、この基本条例には。だから、やっぱり有識者の意見というのは、どういう場面で聞くのがええのか分からんけど、これも相手を間違えと何にもならんようにも思うんで、僕そこら辺は、次の段階としてそういうことも念頭に置くような感じで、差し当たっては議会の内部、議員でまずやると。例えば、本会議場で市長とやり取りして、それを聞いたこともない人間が、12条なんか書いてあるわな、12条に、議会は、市長が提案する重要な政策について、次のことを明らかにするよう求めると書いてあるけど、議場でやり取りしておってもなかなかその話が出てこんこともようけあるわけやで、将来にわたるコスト計算とかいうのも、尋ねてもそんなきちっとした返事が返ってこんようなこともあるわけですか

ら、こういうことに関して、議場へ来て傍聴もしたことの無い人にこの条例案に関して云々と意見を求めても難しいか分からんなどと思って。

だから僕は、最初に伊藤委員のおっしゃったように、第三者委員会というものは当然念頭に置かなあかんけれども、差し当たっては議会内部で、議員でこれを検討するのが、まず一番差し迫った現実的な方法と思います。

○部会長（森 美和子君） 服部委員。

○部会員（服部孝規君） 今提案されておるのは、要するに議員でやるのか、第三者委員会にお願いするのかというものが一つやろう。だから、そのところは、例えば今聞いておる範囲では、議員でまずやろうやないということで、第三者委員会に委ねようという意見ではないと思うな。ただ、問題は議員でやった後、その後の段階でどうするかという問題だけは意見が今いろいろ出てるのだけれども、少なくとも第三者委員会か議員でやるかということについては、おおよそ議員でやったらええやないの、第三者委員会でやらんでもええんと違うという意見で大体まとまっておるんやないかなと思うんで、そういうことではないの、問われておるのは。

○部会長（森 美和子君） そうです。

また、有識者といっても、多分議会、この基本条例なんかに関わっているような方をお願いをしていくことになると思いますので、全然分からない方をお願いするということはないと思いますので、その点はよろしくお願いをします。

それでは、今回の検証という形に関しては、議員がまずはやるということでご確認をいただきたいと思います。また、第三者委員会なり有識者に関してはその後ということでまとめさせていただきたいと思いますので、お願いします。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） 第三者委員会やと全く別の組織になってしまうでさ。ではなしに、有識者に意見を聞くぐらいにしておいたほうがええんじゃないの。

○部会長（森 美和子君） じゃあ、今期ということ。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） いや、だからその2段階目として、森さんは、さっき第三者委員会という言葉が使われたもんで、第三者委員会を設置するようなそんな大げさなことやなしに、ただ単に意見を聞くぐらいのことやと思うの、してもね。だから、第三者委員会というと何かもう完全に独立した機関にぼーんと投げてさな。意見を求める形になって、そうすると、例えば総計の審議会みたいに答申までもらうような、そんなイメージがあるもんで、そうやで第三者委員会という言葉は使わずに、有識者などに意見を求めるぐらいにしておいたほうがええんと違うかなと思うけど、必要があれば。

○部会長（森 美和子君） 分かりました。

カルテ33の議論する内容を見ていただくと、条例の目的が達成されているか検証し、適切な措置が講じられるよう答申なども依頼できる第三者機関的な検証委員会の設置について検討という項目がありますので、この件に関しては、有識者の意見を求めるみたいな形ですということですか、皆さん……。

（「いいと思います」の声あり）

○部会長（森 美和子君） 渡邊局長。

○議会議務局長（渡邊靖文君） すみません、今カルテが2つに分かれておるんですけども、手続と手順書の作成というのと検証委員会の設置というのが分かれておるんですけど、事務局としては、これ、もうカルテを一つにして、それでその検証を、どこへ委ねるかは別として、そういったことも含めたカルテに、一応大きな検討課題が内部、外部の検証の在り方って書いてありますので、もう一つにさせていただいたらどうかと。

その対応内容が意見を伺うというようなことではちょっと物足りないような気がしますので、一つにさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○部会長（森 美和子君） はい。

今の意見で、カルテ31に組み込んでいくという形で。

それで、33はもうなしでさせていただきますのでお願いいたします。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） じゃあ、次の評価・検証方法についてですけど、先ほど事務局のほうから説明をしていただいた検証案、これはサンプルですけど、こういう形で1条文ずつ全てを出させていただこうかなと思っています。

それで、このスケジュールには各会派に意見の集約というふうに書いてありますが、まずは議員個人、一人一人に検証をお願いしていきたいなと思っています。そこから、それを会派でまとめていただいて提出していただくなり、もうまとめやんとそのままですんと入れても別に可能かと思いますが、そういう形で、やっぱり皆さんでつくったので、皆さんで、お一人お一人で検証して、検証するためには逐条解説ももう一回読まなアカんですし、やっぱり基本条例に触れていただくということが大事ですので、そういう形にしたいと思いますが、ご意見いただきたいと思います。

岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） 私も会派でまとめるって書いてあると、何か会派の代表が俺が書いておくわというような感じになってくるとまずいで、やはり全員に渡すべきやと思います。そして、会派でまとめるというのもおかしい話やわね。あんたの意見、これはおかしいで抹消しようとかさ、会派内でそんな話になるとアカんで、そうやでもうみんなから頂いたらよろしいのやないか。

○部会長（森 美和子君） 分かりました。

いいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） それと、このサンプルを見ていただくと、読んでいただいて評価する部分は本当に簡単に評価できるとか、あんまり細かく書いていただくような内容ではないのでやりやすいかなあと。あと気がついた点はやっぱり文書で頂きたいと思いますので、それと合わせて裏面の条例の見直しとか、そういった部分もまた積極的にご意見いただきたいなあとと思います。

渡邊局長。

○議会議務局長（渡邊靖文君） この取組状況、2つ目のところなんですけれども、検討課題に上がっておるやつにつきましては、その部分の検討経過、対応がここへ入ってくるということで、この条文に関しては、分野別計画の議会の関与のことが書かれておるわけなんですけれども、実際に、それ以外にも予算決算審査に関しては、この条文を基に今いろんな資料を提出していただいています。ですので、検討課題で上がっていないことでもやっておることがあるわけですので、この取組状況を

いかにしてここをまとめるかと、今例えば岡本委員が言われた議会図書室の充実に関しても、カルテとしては多分ないと思うんですけど、実際に議会基本条例ができてから図書室を整備しました、旧全協室の一部を使って、そういった形でありますので、ちょっとこの取組状況はいかに整理するかという辺りが非常に、ここによって評価が変わってきますので、ここをどういうふうに整理するか、例えば事務局でたたき台をつくらせてもらうのか、この部会で整理をしていくのか、どうでしょうかね。

○部会長（森 美和子君） どうでしょうか。事務局からまず出していただいて、足りない部分の確認をしたいでいいですか、まずは。

そうすると、確認をせなあかんということですね。

渡邊局長。

○議会事務局長（渡邊靖文君） なので、もう一回ちょっとこの評価シート、案が出来上がった時点で、一度この検討部会でちょっと内容を一度確認していただくところを取っていただきたいというふうに思います。

○部会長（森 美和子君） はい。そうすると、ちょっとスケジュールが物すごくタイトなので、本当はこのスケジュール予定の3月中旬ぐらいにもう皆さんにお渡ししようかなと思っていたんです、この二十何枚というのを。それをちょっと確認していただかなあかん日を取らなあかんということですよ。そうすると、もう議会が終わって、一度確認をしていただくという形にしますか。

鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） 本当に取組状況をどういう形で書くかによって評価も変わってくるとは言いながらも、やはりそのためにシートの書き込みをしたり今までやってきたんですから、その取組状況を、事務局から提案をされたものを逐次我々がもう一度しっかり精査するんだ、チェックするんだという機会、チャンス、そういう場が、部会長がおっしゃるように期間的なのを含めて、私は個人で見て、いやここには書き込みがないけれどもこんなことをしたなあ、あるいはというようなものがあったらいいと思うんです。取組状況がちょっと見落とししたなあという部分が仮にあっても、これは僕は評価、あるいは改定につながっていく作業はできるはず。

あまりこの取組状況の一つ一つの項目に注視して、この部会がそれをチェックする機会を重要視する必要は私はないと思う。期間的にも時間的にも作業的にも、私は思います。ほかの方はどう思うでしょうか。

○部会長（森 美和子君） 先ほどのご意見いただくと、一応事務局案を出していただいて、そこに足りないものを皆さんで一度確認をしていただくという形だったんですけど、副部会長のおっしゃるのは、もう事務局案をそのまま、それぞれが大体、カルテも全部渡っていますので、精査しながらチェックができるという、ここのチェックは要らないという。

今2つの意見をいただきましたけど、ほかにいかがですか。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） 議員がつくるという意味でいうと、事務局がつくってもらったものをそのまま出すというのは、やっぱりこれはいかなものかなと思う。やっぱり少なくともそれは議員が目を通して、その内容でいいということを出さんとだね。事務局がつくりましたので、それで出すというのはどうかなと私は思います。

○部会長（森 美和子君） ほかに。

森委員。

○部会員（森 英之君） 私もやはり、一度この場で事務局案を議論する時間は設けたほうがいいかなと思うので、少し時間はかかりますけど服部委員がおっしゃったような段階を踏んだほうがいいような気がします。

○部会長（森 美和子君） ほかに。

どうぞ、中島委員。

○部会員（中島雅代君） 私は、鈴木副部会長がおっしゃるように、取組状況が事務局案であったとしても、議員それぞれが評価とか意見を書くには問題はそんなにかないのかなというふうに思うんですけど、ただ、それを集約してまとめるときに、やっぱりこの解説、それから取組状況、それからまとめた評価というのが出てくるときに、ここの取組状況をまた後から見直すことになってしまうのは問題ないのかなというふうにちょっと思いました。最後まとめるとき。

○部会長（森 美和子君） 服部委員。

○部会員（服部孝規君） 折衷案でさ、もう部会長、副部会長が目を通してよ、最低限。そこを、やっぱり事務局案をそのまま出すというのに僕は抵抗があるの。だから、少なくとも部会長、副部会長で目を通してもらって、そんなに、鈴木副部会長言われるように、あそこを直せ、ここを直せってそんな極端なことはないと思うのな。取組状況やから、客観的な事実を書くわけやから、そんなに違いはないと思うので、そうやけど、僕は、要するに少なくとも議会のメンバーが目を通して出すという作業だけはしたほうがいいと、そういう意味です。

○部会長（森 美和子君） 鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） ありがとうございます。

僕がちょっと唐突な意見を言い過ぎたんですけど、それじゃあ一度、当然部会長、副部会長、事前にいただいて目を通します。それをまた皆さんで再チェックするという機会を一度つくりましょうという……。

（「再チェックは要らない」の声あり）

○副部会長（鈴木達夫君） いいですか。いやいや、それはみんなで。

任せます。

○部会長（森 美和子君） 会議の途中ですが、10分間休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時07分 再開

○部会長（森 美和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、シートサンプルの取組状況に関しては、一度事務局案を示していただいて正・副で確認をするということで、その後皆さんに配付をさせていただくということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） それでは、そのようにさせていただきます。

次に、3番目の議会の情報化について、大川さんより説明をお願いします。

○議会事務局員（大川真梨子君） それでは、資料11をご覧ください。

こちらは、皆様からいただきましたタブレット端末に対する意見と、あと電子会議システムに対する意見とその他意見について、ご意見とそれぞれ対応についてまとめさせていただいております。

まず、こちらはちょっと色分けをさせていただいていますので、どういう意味かという説明をさせていただきたいんですけども、まず1枚目の一番上にあるような青色の部分に関しては、こちらは対応が可能なものということです。その次、オレンジ色の部分につきましては、ちょっと対応いたしかねますという内容でございまして、そのもう少し下、黄色っぽい部分につきましては、ちょっとこちらは確認中であつたりとか、対応について検討させていただきたいというものでございます。

2枚目に移っていただきまして、緑で色づけさせていただいている部分に関しましては、ちょっと皆さんにご協議いただきたいような内容が入っております。

続きまして、3ページ目の上の部分なんですけれども、このグレーの部分に関しましては、ちょっとこういうご意見がありましたということで説明はさせていただくんですが、議会運営委員会で協議をしていただきたいということで、今日午後1時から議運がありますので、ちょっとそちらのほうで内容についてはご協議いただくということで色分けをさせていただいております。

お戻りいただきまして、1ページ目から説明をさせていただきます。

まず、タブレット端末に対する意見の上2つの2行の部分についてなんですけれども、まず設備に関しまして、事務局で管理しているアダプターの購入を政務活動費で認めてもらいたいということでご意見いただきました。

ちょっと前から失礼いたします。事務局のほうでこういう機器を持たせてもらっているんですけども、その下のご意見のところに関係がしてくるんですが、全般についてということで、マウス、メモリー使用時に充電ができない。外部HDDが使用できないということでご意見いただいているんですけども、こういった機器を使っていただくことによって、マウスだったりとか充電器だったりとかというのを接続することができて、今ちょっとそのタブレット上に口が複数ないのでそれが対応できないものが、こういったものを使っていただくことに対応可能ということになります。こちらは、上の部分ですが、政務活動費で支出可能とさせていただいていまして、こちらの充電ができない、使用ができないということについては対応が可能ということになってまいります。

続きまして、オレンジ色の部分ですが、ハード・設定についての全般について、エスケープキーがない。コピー、ペーストの方法がスムーズでない。プレビューキーが不明である。印刷設定が安易に操作できない。ワード・エクセルにつきましては、行間隔の調整ができない。差し込み印刷の方法が不明である。通告書が使いにくい。マイクロソフトのエクセルで作成し、メモリーに移して移動させているのが現状である。マイクロソフトと比べ、機能があまりにも劣っているといたご意見をいただいたのでございますが、こちらは機能の変更ができないので対応いたしかねるということになっております。

続きまして、青い部分ですが、ワード・エクセルについて、操作全般が困難である。保存方法がよく分からないというご意見をいただきましたが、こちらはご希望があれば研修等で対応させていただきたいと思っております。

続きまして、黄色い部分ですが、Windowsのインターフェースとの違いがいまだに認識できないでいる。かな漢字変換における予測変換に伴う動作が余計なおせっかいにしかになっていないことなど、従来のパソコンに慣れてしまった者にとっては、もう少し何もしないアプリケーションの設定などができないものかと思うということでご意見いただきましたが、ちょっとすみません、これは確認をさせていただきたいということで書かせていただいております。

続きまして、操作でございますが、Z o o mで音声が出ないときの対処方法が分からないときがあるというご意見をいただきましたが、ちょっとどこでされるかとか、状況に応じてということになりますが、可能な限り事務局で対応させていただきたいと思っております。

続きまして、オフィス作業には以前のサーフェスを、ポケットW i - F iはなしでもいいので使用させてほしいというご意見をいただきましたが、ちょっとこちらはもう議会のほうから手が離れてしまったというか、こちらのほうの物ではない状態ですので、対応ができないということになります。

その他いただいたご意見でございますが、今回配付されたタブレットは大変不満。なぜ本タブレットに決定したのか疑問が残る。本タブレットに決定前にオフィスを使い、作業を試してみたかったというご意見をいただきましたが、こちらは次回の更新時の参考とさせていただきたいと思っております。もう一つ、事務局に聞きながら操作できるようになったが、事務局の負担は大きいように感じるというご意見もいただきました。

続きまして、2 ページ目に移らせていただきます。

こちらは電子会議システムに対する意見でございますが、機能面に関するご意見で、手書き機能が低い。特に画面分割での手書きはぎざぎざ（解像度が低い）で滑らかに記入できない。細かい文字が書けない。定規機能はありがたいが、ツール切替えが面倒なのでペン長押しで定規機能切替えにしてほしい。資料の読み込みが遅く、なかなか表示されないことがあるといったご意見をいただきまして、こちらの機能の改善につきましては、業者に確認をさせていただきたいと思っております。

続きまして、複数の資料を同時に閲覧することが困難である。本会議と委員会でファイルが分かれているので、その都度2つの画面にしたり、おのおののファイルに戻るのが面倒なのに加え、どの資料がどのファイルに入っているのか分かりにくい。マルチタスキング機能による画面分割で複数資料を閲覧できるようにバージョンアップすべきである。S a f a r iで表示するのは面倒で時代遅れ。ローカル本棚へコピーしなければほかのアプリで開けない、亀山市議会の本棚からほかのアプリで開ける（共有できる）ようにしてほしい。亀山市議会本棚からローカル本棚へ移動すると、再度亀山市議会本棚に戻った際にトップに戻されるが、以前開いていたフォルダへ戻るようにしてほしい（再度トップから特定の会議フォルダへ戻るのが手間）ということでご意見いただいております。こちらのほうは、内容によりましては業者に確認させていただきながらということも出てくるんですけども、ちょっと改善方法について検討させていただきたいと思っております。

続きまして、運用でございますが、過去の資料を見たい場合、遡っていくのに時間がかかる（審議中は時間がない）ということでご意見いただいております。こちらはちょっと資料の入れ方等、改善方法を検討させていただきたいと思っております。

続きまして、緑色の部分です。こちらはちょっと皆さんでご相談させていただきたい部分になってくるんですけども、いただいたご意見といたしましては、本会議の発言通告要旨の時間割と要旨の部分を別にしてほしい。質疑時間を確認するのにページを戻す必要があるため、あと委員会の提出資料が内容別に分けられないということでご意見いただいております。右の部分なんですけど、まず1つにまとまっている資料を分割して保存するのか、今のまま、まとまった状態で保存するのかということ、どちらがいいのかということをお聞きしたいと思っております。また、推進会議で確認をしていきたいと思っております。分割せずに、もしまとめて保存をするとなったときは、分けられたい方が見える場合は、そのPDFを分割するソフトを購入することが政務活動費で支出可能となりますので、そういっ

た対応になってくるということになります。

続きまして、操作でございます。必要な書類がどこにあるのか分からない場合があり、探し出せない。その日の会議で使用する資料内容は一括して見られるようフォルダにデータを保存してほしい。過去の資料がどこの場所の何日に入っているか探し出せない。ローカル本棚に移し替えているが、分類したけれど分かりにくい。ローカル本棚に移動した資料の内容が一目で分からないといったご意見をいただいています。こちらは、一つとしては検索機能でちょっとワードを入れていただいているということなので、対応していただくのはどうかということで書かせていただいております。

その他のご意見でございますが、資料の閲覧は、通知機能の活用により特に問題はないといったご意見もいただいております。

続きまして、3ページ、その他の意見でございますが、ペーパーレス化についてでございます。

タブレット導入・ペーパーレス化が目的になってしまっている気がするが、議員の仕事は議案の精査である。希望する議員には紙資料を用意してもよいと思う。タブレットの導入が亀山市議会の議員のレベルに合っていないし、事務局がタブレットの使い方等で議員の質問で時間を取られている場面が多いと感じる。審議するために必要な書類は紙の配付を認めてよいと思うが、何が 필요한のか、事務局の負担をどうするのか議論する必要がある（議員用コピー機は用意してある）。書き込みができない。事項書は紙で配付してほしい。予算に関する口述原稿は紙で配付してほしい。データでは口述原稿を見ながら予算書等を同時に見にくい。持ち運びには便利、大部の書類を持ち運ばなくてもよいといったご意見をいただいています。先ほど言わせていただいたように、こちらは議会運営委員会で協議をしていただくことになっております。

続きまして、設備でございますが、会議が長時間に及ぶ場合、委員会室においても充電できる環境（延長コード）が必要であるということでございますが、またちょっとこちらは元から置いておくちょっと邪魔になる部分もあったりするかと思っておりますので、必要な際にお申出いただければ対応させていただきます。

続きまして、研修でございますが、再度、タブレット・電子会議システムの使い方について研修をしたほうがよい。オンライン会議実施に向けた事前練習を行うべきであるというご意見をいただきました。こちらは、希望があれば対応させていただきたいと思っております。

その他意見でございますが、スケジュールを共有できるようにしてほしいということに対しましては、アプリがそれ用に必要ではありますが、共有に向けてまた検討していきたいと思っております。

最後でございますが、事務局から送信されるメールが多いので精査するべきであるといったご意見につきましては、送らせていただいているメールの中で、会議資料の保存に関して、大体前日に会議のデータを入れましたということでメールを送らせていただいているんですけども、これをデータの保存が会議の当日になってしまう場合、メールを送信させていただくということで、対応させていただきたいと考えております。

資料11に関して、説明は以上でございます。

○部長（森 美和子君） ありがとうございます。

たくさんの意見を各議員から出していただきました。ありがとうございます。

先ほど言われました運用の面の、この検討部会で少し議論していただきたいというのを皆さんのご意見をいただきたいんですけど、2ページ目の緑の部分、これは本会議の発言通告要旨の時間割と要

旨の部分をお願いしてほしい。これはどういうことですか。

渡邊局長。

○議会事務局長（渡邊靖文君） 今、本会議の通告書の要旨を議員さんに配付しているものにつきましては、一番かがみが質問のスケジュール、全議員のスケジュールになっています。その後、各要旨がずうっと入っておるんですけれども、例えばこれは恐らく議員さんの質疑時間を確認するのにページを戻さんならんと。ですから、切り離して別々の資料にして、時間割は時間割、要旨は要旨にするに戻らんでもその時間割を開いたらすぐ分かるという、ただ、もう一回開き直さんならんという手間は当然あると思いますけれども、そういうご意見やと思います。

それと、次の委員会の提出資料は内容別に分けられないかということについては。これは結局できるだけ資料を細かく分けたほうがええのか、くっつけたほうがええのかという部分があると思うんです。

○部会長（森 美和子君） 次の項目は私が出ささせていただいたんですけど、今ちょっとこのSideBooksに入っている資料を、私も自分の部屋で、紙ベースであれば、例えばいじめ問題やったらいじめ問題をずうっと、頂いたときにファイルにとじていたんです。それが、今回このSideBooksに入ると、9月の資料とかという全部一括にされて、それが分割できないんですよ。だから、いじめだけを引き抜こうと思ってもできないので、それを分割してほしいということを書かせていただいたんですけど、必要でないのであれば、私はこの政務活動費でソフトを購入してすることもできるんですけど、このばらばらにする上の段の要旨の部分と、またこの資料の部分と、何かご意見がありましたらお聞きしたいと思います。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） これに関しては、さっき部会長が言われたように、政務活動費で買えるというんやったら、必要な人は買われるようにしたほうが手っ取り早いのと違いますか。

○部会長（森 美和子君） あまり必要ない。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） 要は、そもそもこのSideBooksの中のデータが複製できるかどうかという問題もあるのかなとは思ってはあったんですけども、結局編集の問題やと思うんですわ、PDFの。それができるかどうか、僕もPDFはあんまり扱ったことがないので知らないんですけども、個人的には紙で出してそれを整理したいという人も見えるやろうし、そうすると分割して自分で好きなように扱いたいわという人もそれは出てくるやろうし、ただ、当然編集して、それを何らかの形で、SideBooksとは違うファイルとして置いておくという手も、これはこれでありやと思いますので、ただ、PDFのビューアーがこのSideBooks以外で何か、S a f a r i ぐらいしかないのかな、その辺がちょっとそこまで僕も使いこなしていないので分からないんですけども、政務活動費で対応できるんやったら、もうそれを希望される議員さんはそれをされたほうが早いんと違うかな。そもそも日程を見るだけやったら、それこそ今、通告2種類出ていますよね、文書が。片一方を内容を見るので、片一方を時間を見るのに別々にしておく手もあるのかなとか思いますし、どっちにしても個々の議員さんが好きなようにできるようにしておくほうがええと思います。

○部会長（森 美和子君） これは上の部分も政務活動費のそのソフトでできるということですか。
渡邊局長。

○議会事務局長（渡邊靖文君） 切り離すことは、分割はできます。

○部会長（森 美和子君） できるということ。

そうすると、今のままでいいのか、ばらばらにできるようにするのかというのは、もうどうですか、ソフトを買っていただいたらいいという形でいいですか。もう今のままで。

（発言する者なし）

○部会長（森 美和子君） 分かりました。

じゃあ、そのように。

ここで議論するのはそれだけですよね。

（発言する者あり）

○部会長（森 美和子君） 最後の3枚目の一番最後のその他の意見ですけど、事務局から送信されるメールが多いので精査すべきであるというのがあったんですけど、この点についていかがですか、何か。会議の資料は保存してありますというのが毎回の会議前に通知が行きますけど、この一応回答としては、当日になるときのみそれを通知しますとは書いてありますけど、どうですか。そうしたほうがいい……。

どうぞ、岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） 私は、そんなにメールが多過ぎて困るという感覚はないんですよ。今はコロナのメールがどんどん入ってきてまして、本日は何人とか、それは確かですけど、あれも一応知っておいたほうがええし、そうやで、それほど迷惑とは僕は感じないです。

○部会長（森 美和子君） ほかに。

（「いいです」の声あり）

○部会長（森 美和子君） いいというのは今までどおりでいいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） そうしたら、今までどおりでさせていただくということで、させていただきたいと思います。

それだけやね。じゃあ、議会の情報化については以上とさせていただきます。

じゃあ、最後にその他の項ですけど、何かほかにありましたらどうぞ。

ないですか。

（発言する者なし）

○部会長（森 美和子君） なければ、以上で第74回の検討部会を終わらせていただきます。ご苦労さまでした。

午前11時28分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

令和 4 年 2 月 7 日

議会改革推進会議検討部会長 森 美和子